

第20回後期高齢者医療運営懇談会

資 料

令和7年11月17日

栃木県後期高齢者医療広域連合

【 目 次 】

I 後期高齢者医療制度の概要

- 1 後期高齢者医療制度の概要…………… 1
 - (1) 高齢者医療制度の変遷について…………… 1
 - (2) 後期高齢者医療制度について…………… 2
 - (3) 広域連合の組織体制…………… 4

II 事業の実施状況

- 1 被保険者…………… 6
 - (1) 被保険者の推移…………… 6
 - (2) 自己負担割合別被保険者数…………… 8
- 2 保険料…………… 9
 - (1) 保険料率の改定…………… 9
 - (2) 保険料の軽減対策…………… 9
 - (3) 保険料の賦課状況…………… 10
 - (4) 保険料収納率…………… 11
- 3 療養給付費…………… 14
 - (1) 後期高齢者医療費の状況…………… 14
 - (2) 医療費の内訳と構成比…………… 15
 - (3) 本県における疾病状況…………… 16
 - (4) 高額レセプトの状況…………… 17
 - (5) 都道府県別の一人当たり医療費…………… 18
 - (6) 県内市町別の一人当たり医療費…………… 19
- 4 その他の給付…………… 20
 - (1) 療養費…………… 20
 - (2) 葬祭費…………… 21
- 5 保健事業等…………… 22
 - (1) 保健事業実施計画（3期計画）…………… 22
 - (2) 保健事業の実施内容…………… 23

I 後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度の概要

(1) 高齢者医療制度の変遷について

① 制度創設までの経緯

高齢化の急速な進展の中、高齢者の医療を国民全体でしっかりと支えていくため、平成9年から約10年間にわたる抜本改革の議論を経て、平成18年6月、「医療制度改革関連法」が成立し、平成20年4月から新たに後期高齢者医療制度が創設された。

年 月	内 容
昭和48年	老人医療費の無料化
昭和58年	「老人保健法」を制定（老人保健制度）
平成9年	政府・与党で新しい制度の検討を開始
平成18年6月	「医療制度改革関連法」成立
平成20年4月	後期高齢者医療制度を施行

② 制度の見直し

制度施行後、保険料軽減特例制度の見直しや窓口2割負担の導入など、持続可能な制度構築に向け、段階的に制度の見直しが実施されている。

年 月	内 容
平成24年8月	「社会保障制度改革推進法」成立
平成25年8月	「社会保障制度改革国民会議」報告書
平成27年1月	「医療保険制度改革骨子」閣議決定 ・後期高齢者の保険料軽減特例の見直し
平成27年5月	「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（医療保険制度改革法）」成立 ・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入 ・高齢者の心身の特性に応じた保健事業の実施等
平成29年4月 8月	後期高齢者医療の保険料軽減特例の見直し 70歳以上の高額療養費の上限額の見直し
平成30年4月 8月	後期高齢者医療の保険料軽減特例の見直し 70歳以上の高額療養費の上限額の見直し
平成31年4月 令和元年5月	後期高齢者医療の保険料均等割軽減特例の見直し 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布 ・保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設 ・医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設 ・高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築等
令和2年4月	後期高齢者医療の保険料均等割軽減特例の見直し ・令和3年度から本来の7割軽減に戻る

令和3年6月	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布 ・後期高齢者医療における一部負担金の負担割合の見直し
令和4年10月	窓口負担割合2割の導入：配慮措置の適用（～令和7年9月30日）
令和5年5月	「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布 ・出産育児一時金に係る費用の一部を後期高齢者医療制度から支援する仕組みの導入 ・後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の設定方法の見直し
令和5年6月	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の公布 ・施行日の令和6年12月2日より保険証の新規発行が停止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行
令和6年6月	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の公布 ・子ども・子育て支援金制度（国は医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収。医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料と合わせて子ども子育て支援金を徴収。）の創設（令和8年4月1日施行）

（2）後期高齢者医療制度について

① 制度の主な内容

ア 被保険者

75歳（一定の障害があり申請により認定を受けた65歳）以上の方

イ 受けられる給付

医療機関等で資格確認書等を提示することで保険給付を受けることができる。

負担割合は1～3割（所得に応じて決定される）。それ以外に療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費等の給付がある。

ウ 保険料

後期高齢者医療制度は、被保険者一人ひとりが個人単位で保険料を納め、年間保険料は均等割額と所得割額の合計額となる。保険料率は2年ごとに見直される。

エ 広域連合と市町の役割

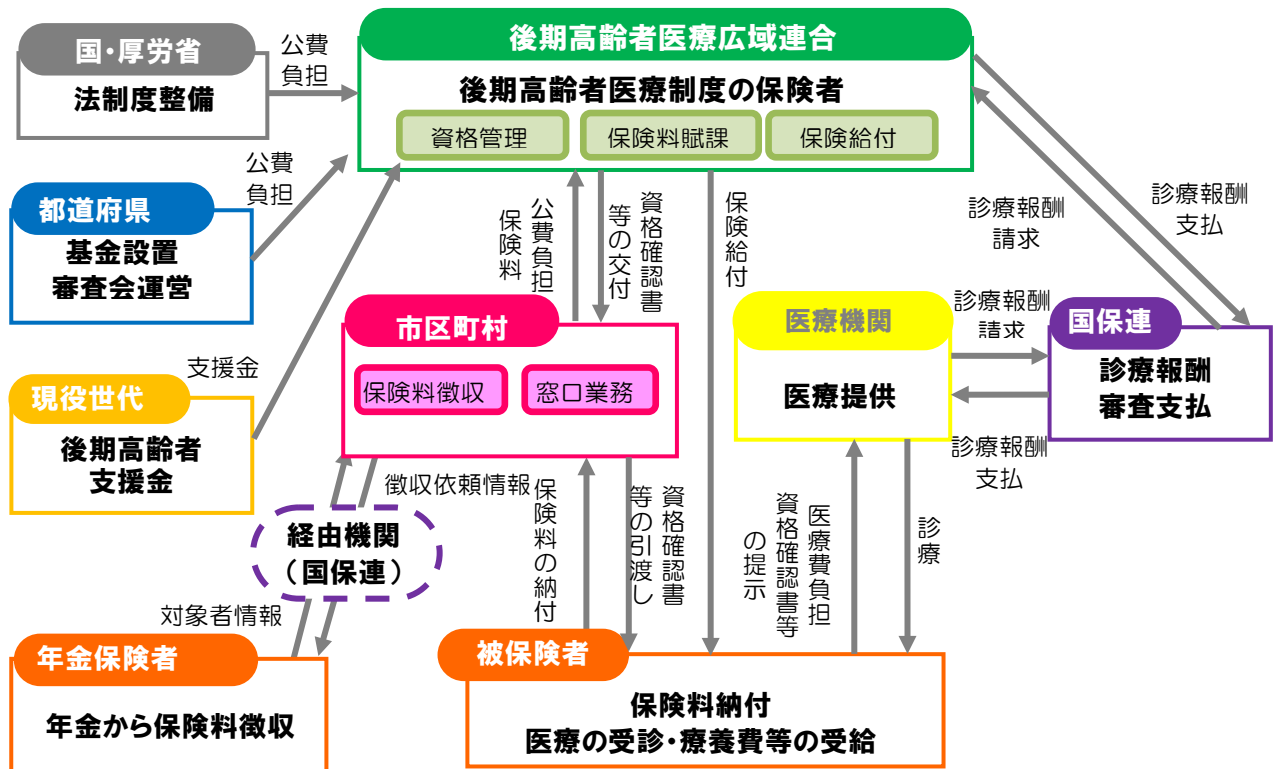
広域連合と市区町村は、運営に係る事務を分担して行うよう定められている。

広域連合は、被保険者の資格認定や保険料率の決定、医療給付などを行い、市町は、届出・申請の受付や資格確認書等の引渡しなど窓口事務や保険料の徴収事務を行う。

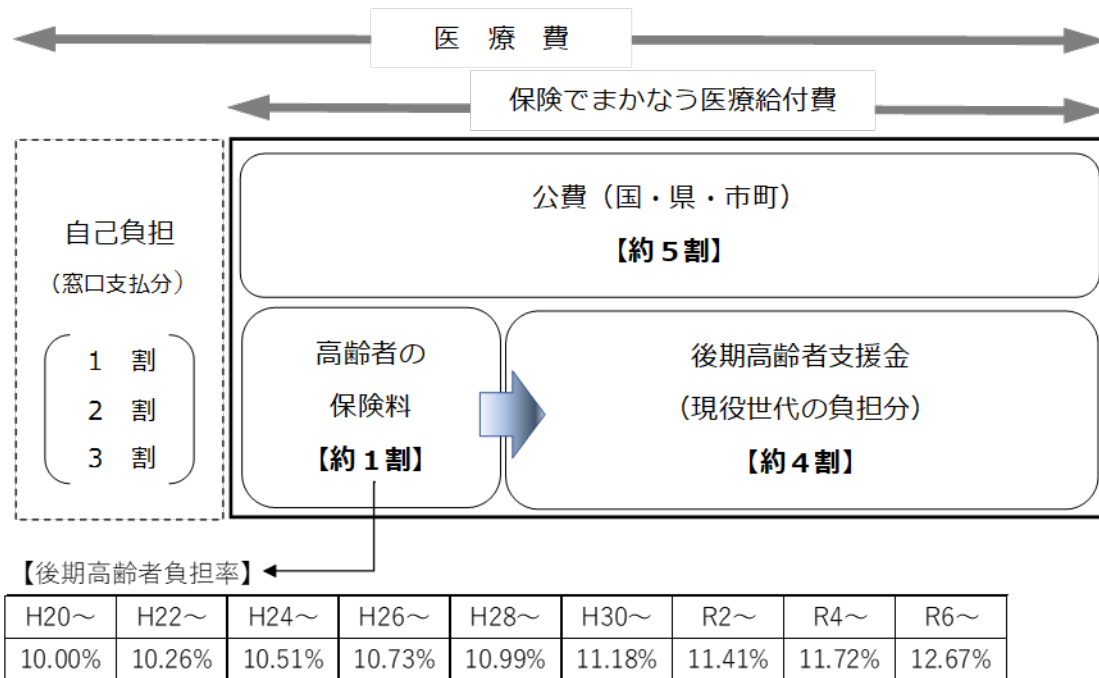
② 制度運営

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県ごとに設置される後期高齢者医療広域連合が保険者となり、市区町村と事務を分担して行われている。

○ 後期高齢者医療制度の全体像



○ 医療費と保険料の仕組

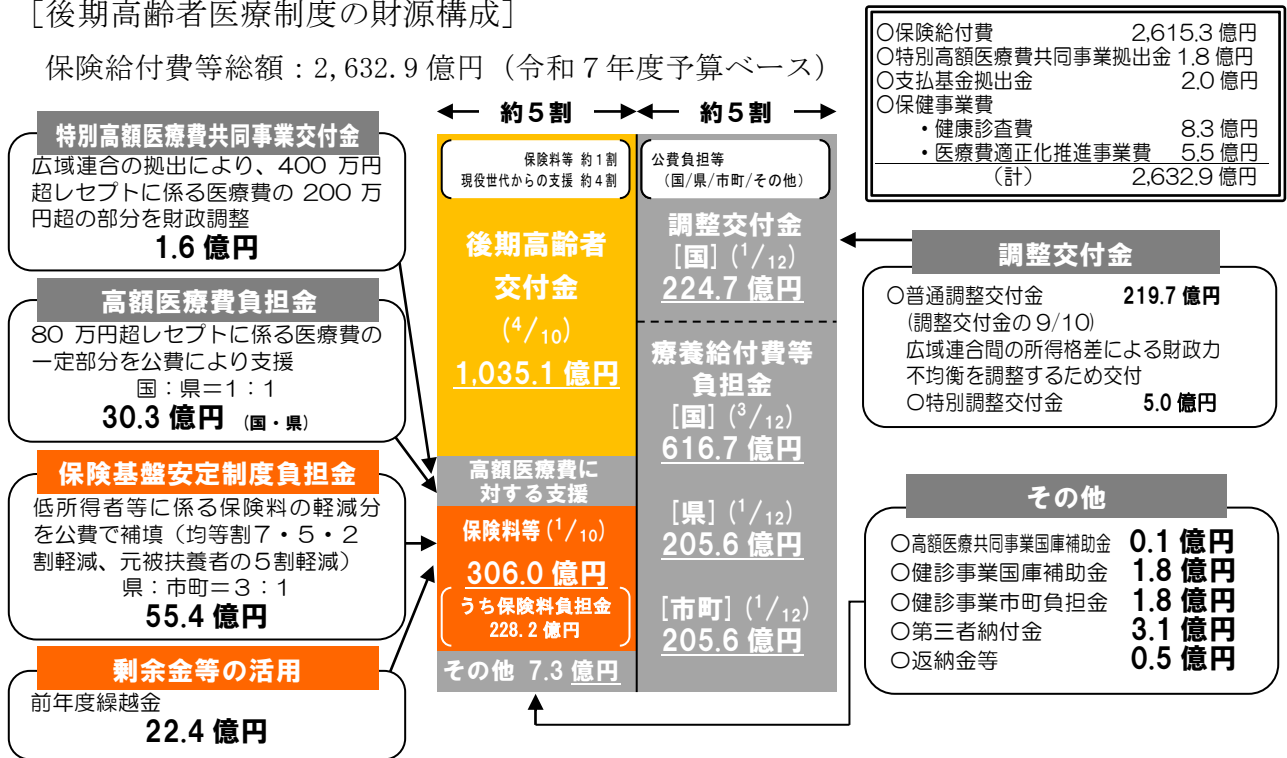


③ 制度の財源構成

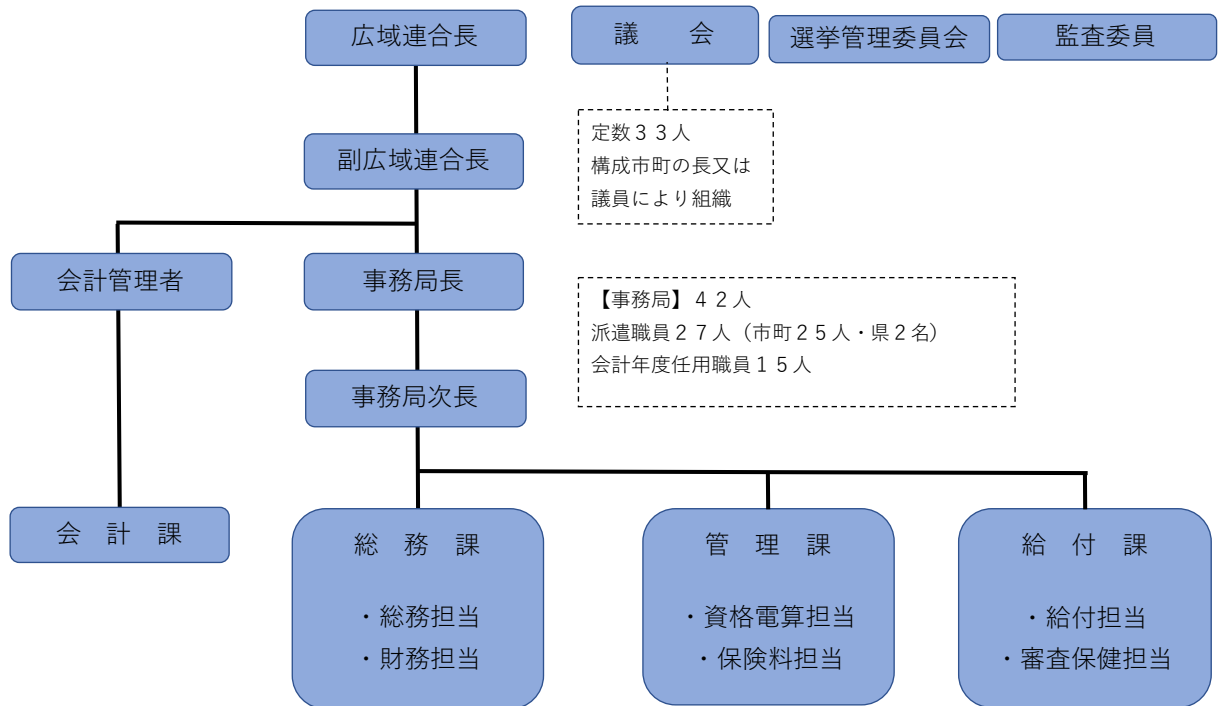
財源構成は、患者負担（1割～3割）を除き、現役世代からの後期高齢者支援金（4割）及び公費（5割）のほか、高齢者が保険料（1割）を負担している。このうち公費負担は、国・県・市区町村が4対1対1の割合で負担している。

[後期高齢者医療制度の財源構成]

保険給付費等総額：2,632.9億円（令和7年度予算ベース）



(3) 広域連合の組織（令和7年4月1日現在）



Ⅱ 事業の実施状況

1 被保険者

(1) 被保険者の推移

被保険者数は、制度発足当時から増加傾向にあり、平成28年度以降の増加数は、6,000人台で推移してきた。令和2・3年度は、一時的に増加数が鈍化しているが、令和4年度から、団塊の世代が75歳に到達し始めたため急増しており、今後も被保険者数の増加が見込まれる。一方、障害認定者数は、全体的に減少傾向であり、今年度も減少となっている。

【図表1】 被保険者数の推移（各年度8月末現在） （単位：人、%）

年度\区分	被保険者数			〔再掲〕障害認定者数	
	被保険者数	対前年増減数	対前年増減比	被保険者数	対前年増減数
平成20年度	209,390	—	—	9,028	—
平成21年度	214,793	5,403	2.58%	8,596	▲432
平成22年度	219,994	5,201	2.42%	8,136	▲460
平成23年度	224,691	4,697	2.14%	7,517	▲619
平成24年度	228,988	4,297	1.91%	7,247	▲270
平成25年度	233,181	4,193	1.83%	7,054	▲193
平成26年度	235,683	2,502	1.07%	6,996	▲58
平成27年度	241,111	5,428	2.30%	6,875	▲121
平成28年度	247,545	6,434	2.67%	6,687	▲188
平成29年度	254,099	6,554	2.65%	6,392	▲295
平成30年度	260,287	6,188	2.44%	6,325	▲67
令和元年度	267,267	6,980	2.68%	6,178	▲147
令和2年度	270,522	3,255	1.22%	6,199	21
令和3年度	271,947	1,425	0.53%	6,134	▲65
令和4年度	282,339	10,392	3.82%	5,751	▲383
令和5年度	293,955	11,616	4.11%	5,276	▲475
令和6年度	305,118	11,163	3.80%	4,897	▲379
令和7年度	315,037	9,919	3.25%	4,477	▲420

【図表 2】 年齢別被保険者数（各年度 8 月末現在）（単位：人）

年齢区分		令和 6 年度 被保険者数	令和 7 年度 被保険者数	対前年 増減数
障害認定者	65 歳～69 歳	1,982	1,801	▲181
	70 歳～74 歳	2,915	2,676	▲239
75 歳以上 被保険者	75 歳～79 歳	120,958	130,960	10,002
	80 歳～84 歳	87,606	86,320	▲1,286
	85 歳～89 歳	53,347	54,482	1,135
	90 歳～94 歳	28,125	28,414	289
	95 歳～99 歳	8,948	9,015	67
	100 歳～	1,237	1,369	132
計		305,118	315,037	9,919

医療保険制度の加入者数については、総人口が減少傾向にある中、国民健康保険の加入者は大きく減少し、共済組合と後期高齢者医療制度の加入者が増加している。

【図表 3】 医療保険制度の加入者数等（全国）（単位：千人、%）

	令和 4 年 3 月末現在		令和 5 年 3 月末現在		対前年 増減数
	加入者数	構成比	加入者数	構成比	
被用者保険	77,467	61.94 %	77,593	62.30 %	126
全国健康保険協会	40,265	32.19 %	39,440	31.67 %	▲825
組合管掌健康保険	28,382	22.69 %	28,201	22.64 %	▲181
法第 3 条第 2 項被保険者	16	0.01 %	16	0.01 %	0
船員保険	113	0.09 %	111	0.09 %	▲2
共済組合	8,690	6.95 %	9,825	7.89 %	1,135
国民健康保険	28,051	22.43 %	26,772	21.49 %	▲1,279
市町村国保	25,369	20.28 %	24,134	19.38 %	▲1,235
国保組合	2,683	2.14 %	2,638	2.12 %	▲45
後期高齢者医療制度	18,434	14.74 %	19,135	15.36 %	701
生活保護法適用者	2,036	1.63 %	2,028	1.63 %	▲8
統計上の不突合	▲916	▲0.73 %	▲973	▲0.78 %	▲57
総人口	125,071		124,554		▲517

※ 厚生労働省「医療保険に関する基礎資料（令和 4 年 3 月末現在）」（令和 5 年 1 2 月公表）及び「医療保険に関する基礎資料（令和 5 年 3 月末現在）」（令和 6 年 1 2 月公表）による。

総人口は、総務省統計局「人口推計月報」による各年 4 月 1 日現在の総人口。

※ 国統計は千人単位であるため、計は不整合となる。

(2) 自己負担割合別被保険者数

現役並み所得者とされる自己負担割合が3割の被保険者の割合は、市町ごとに差は見られるが、平均で6.8%となっている。また、令和4年10月から新たに導入された2割の被保険者の割合は、平均で20.7%となった。

【図表4】 市町別・負担割合別被保険者数（令和7年8月末現在）

(単位：人、%)

市町名	被保険者数 (人)	1割負担 (人)	構成率 (%)	2割負担 (人)	構成率 (%)	3割負担 (人)	構成率 (%)
宇都宮市	75,349	50,635	67.2	18,444	24.5	6,270	8.3
足利市	27,521	21,152	76.9	4,741	17.2	1,628	5.9
栃木市	27,704	20,613	74.4	5,453	19.7	1,638	5.9
佐野市	19,858	15,359	77.3	3,313	16.7	1,186	6.0
鹿沼市	16,208	12,176	75.1	3,001	18.5	1,031	6.4
日光市	16,041	12,181	75.9	2,966	18.5	894	5.6
小山市	23,432	16,588	70.8	5,138	21.9	1,706	7.3
真岡市	11,578	8,476	73.2	2,352	20.3	750	6.5
大田原市	11,311	8,438	74.6	2,093	18.5	780	6.9
矢板市	5,898	4,253	72.1	1,248	21.2	397	6.7
那須塩原市	18,079	12,994	71.9	3,869	21.4	1,216	6.7
さくら市	6,666	4,859	72.9	1,333	20.0	474	7.1
那須烏山市	5,196	4,128	79.4	845	16.3	223	4.3
下野市	8,541	5,831	68.3	2,059	24.1	651	7.6
上三川町	4,032	2,846	70.6	940	23.3	246	6.1
益子町	3,765	2,984	79.3	606	16.1	175	4.6
茂木町	2,887	2,273	78.7	485	16.8	129	4.5
市貝町	1,822	1,414	77.6	320	17.6	88	4.8
芳賀町	2,700	2,083	77.1	417	15.4	200	7.4
壬生町	6,623	4,741	71.6	1,442	21.8	440	6.6
野木町	4,516	2,935	65.0	1,297	28.7	284	6.3
塩谷町	2,285	1,795	78.6	357	15.6	133	5.8
高根沢町	4,137	2,932	70.9	884	21.4	321	7.8
那須町	5,569	4,145	74.4	1,083	19.4	341	6.1
那珂川町	3,319	2,711	81.7	505	15.2	103	3.1
合計	315,037	228,542	72.5	65,191	20.7	21,304	6.8

- ※3割負担 … 住民税課税所得が145万円以上の被保険者（同一世帯の被保険者も含む）
 2割負担 … 3割負担以外で住民税課税所得が28万円以上の被保険者（同一世帯の被保険者も含む）
 1割負担 … 2割・3割負担以外の被保険者

2 保険料

(1) 保険料率の改定

保険料率は、2年に一度見直されることになっている。

第9期となる令和6・7年度の保険料率は、被保険者数の増加による医療費の増加に加え、国の医療保険制度改革に伴う後期高齢者負担率の引き上げや、出産育児支援金等の導入による影響から、均等割額を45,600円、所得割率を8.84%と10年ぶりに引き上げた。

【図表5】 栃木県後期高齢者医療保険料率の推移

区 分	第1期 H20・21	第2期 H22・23	第3期 H24・25	第4期～第8期 H26～R5	第9期 R6・7
均等割額(円)	37,800	37,800	42,000	43,200	45,600
所得割率(%)	7.14	7.18	8.54	8.54	8.84

(2) 保険料の軽減対策

保険料では低所得者ほど負担を少なくするという観点から、所得に応じた均等割額の軽減を行っている。また、被用者保険（企業等に雇用されている方が加入する保険）の被扶養者であった方についても、2年間の均等割額5割軽減を行っている。

軽減状況については、被保険者全体に占める軽減該当者の割合は、前年度と比較し0.73%減少となった。

【図表6】 栃木県後期高齢者医療保険料の軽減状況

区 分	令和6年度該当者 (7月現在)		令和7年度該当者 (7月現在)		対前年 増減数 (人)
	人数(人)	被保険者数に占める割合(%)	人数(人)	被保険者数に占める割合(%)	
均等割額7割軽減 ※1 (R6・R7 13,600円)	120,688	39.27	120,608	37.97	▲ 80
均等割額5割軽減 ※2 (R6・R7 22,800円)	45,402	14.77	47,174	14.85	1,772
均等割額2割軽減 ※3 (R6・R7 36,400円)	36,387	11.84	39,290	12.37	2,903
小 計	202,477	65.90	207,072	65.20	4,595
元被扶養者均等割額5割軽減 ※4 (R6・R7 22,800円)	1,707	0.55	1,642	0.51	▲ 65
合 計	204,184	66.45	208,714	65.72	4,530

() 内の数字は軽減後の均等割額

※1 元被扶養者で低所得者7割軽減に該当する被保険者を含む。

※2 元被扶養者で低所得者5割軽減に該当する被保険者を含む。

※3 元被扶養者軽減終了後に2割軽減に該当する被保険者を含む。

※4 元被扶養者で低所得者5割軽減に該当する被保険者を除く。

(3) 保険料の賦課状況

令和7年度の決定保険料額については、被保険者数の増加や所得の伸びなどから、約21億2,700万円の増額となった。また、一人当たり平均保険料額についても、軽減前と軽減後において令和6年度より増額となった。

全国的に見ると、一人当たりの月額平均保険料は、都道府県ごとの平均所得額の差もあって、約4,400円から約9,200円と約2倍以上の差が生じており約7,100円になる。栃木県の一人当たり月額平均保険料は、全国平均額より約1,200円低い。

【図表7】 保険料当初賦課の状況

		令和6年度 (7月現在)	令和7年度 (7月現在)	対前年増減額
決定保険料額(円)		21,293,148,700	23,420,059,900	2,126,911,200
(軽減前)一人当たり 平均保険料(円)	年額	87,438	91,597	4,159
	月額	7,287	7,633	346
(軽減後)一人当たり 平均保険料(円)	年額	69,481	73,923	4,442
	月額	5,790	6,160	370

【図表8】 後期高齢者医療広域連合別保険料率及び一人当たり月額平均保険料額《抜粋》

都道府県名	第8期(令和4・5年度)				都道府県名	第9期(令和6・7年度)			
	均等割額(円)	所得割率(%)	1人当たり 月額平均保険料額(円)	順位		均等割額(円)	所得割率(%)	1人当たり 月額平均保険料額(円) (見込)	順位
全国	47,777	9.34	6,575	—	全国	50,389	10.21	7,137	—
栃木県	43,200	8.54	5,490	32	栃木県	45,600	8.84	5,891	36
東京都	46,400	9.49	8,986	1	東京都	47,300	9.67	9,279	1
神奈川県	43,100	8.78	7,875	2	神奈川県	45,900	10.08	8,868	2
愛知県	49,398	9.57	7,688	3	愛知県	53,438	11.13	8,615	3
大阪府	54,461	11.12	7,586	4	沖縄県	56,400	11.60	8,157	4
奈良県	50,500	9.93	7,290	5	大阪府	57,172	11.75	7,972	5
秋田県	44,310	8.27	4,062	47	秋田県	45,260	9.02	4,443	47

※令和6年4月1日厚生労働省「後期高齢者医療制度の令和6・7年度の保険料率について」の値を加工。

※第9期(令和6・7年度)の「1人当たり月額平均保険料額(円)(見込)」の値は2カ年の平均額。

※「1人当たり月額平均保険料額(円)(見込)」の値で順位付けを行った。

(4) 保険料収納率

制度開始の平成20年度以降の現年度分保険料収納率は、図表9のとおり。

栃木県の令和6年度収納率は、令和5年度収納率と同率の99.51%となった。また、安定した財政運営のために必要な収納額を確保するための予定収納率は、年々高い基準となっており、令和6年度は収納率との差が0.11%の状況である。

【図表9】 栃木県後期高齢者医療保険料収納率（現年度分）

区分	収納率(%)	前年度比較	予定収納率(%)	収納率－予定収納率(%)
平成20年度	98.83	—	97.84	0.99
平成21年度	99.05	0.22	97.84	1.21
平成22年度	99.18	0.13	97.60	1.58
平成23年度	99.22	0.04	97.60	1.62
平成24年度	99.20	▲ 0.02	99.00	0.20
平成25年度	99.26	0.06	99.00	0.26
平成26年度	99.32	0.06	99.00	0.32
平成27年度	99.31	▲ 0.01	99.00	0.31
平成28年度	99.38	0.07	99.10	0.28
平成29年度	99.38	0.00	99.10	0.28
平成30年度	99.37	▲ 0.01	99.20	0.17
令和元年度	99.36	▲ 0.01	99.20	0.16
令和2年度	99.54	0.18	99.30	0.24
令和3年度	99.54	0.00	99.30	0.24
令和4年度	99.49	▲ 0.05	99.35	0.14
令和5年度	99.51	0.02	99.35	0.16
令和6年度	99.51	0.00	99.40	0.11

【図表10】 後期高齢者医療広域連合別の保険料収納率（現年度分）《抜粋》

令和4年度						令和5年度					
都道府県名	全体 特徴+普徴 (%)	順位	都道府県名	普通徴収 (%)	順位	都道府県名	全体 特徴+普徴 (%)	順位	都道府県名	普通徴収 (%)	順位
全国平均	99.47	—	全国平均	98.85	—	全国平均	99.51	—	全国平均	98.92	—
栃木県	99.49	34	栃木県	98.63	39	栃木県	99.51	34	栃木県	98.69	38
島根県	99.73	1	奈良県	99.32	1	岩手県	99.73	1	愛知県	99.33	1
佐賀県	99.73	2	愛知県	99.29	2	新潟県	99.71	2	奈良県	99.32	2
新潟県	99.70	3	佐賀県	99.28	3	山口県	99.71	3	北海道	99.24	3
滋賀県	99.70	4	愛媛県	99.25	4	島根県	99.70	4	愛媛県	99.24	4
岩手県	99.70	5	北海道	99.22	5	滋賀県	99.70	5	大分県	99.23	5
東京都	99.09	47	青森県	98.38	47	東京都	99.15	47	青森県	98.47	47

※令和7年8月25日厚生労働省「令和5年度後期高齢者医療制度（後期高齢者医療広域連合）の財政状況について」から転記

【図表 1 1】 保険料収納率（現年度分）《特別徴収＋普通徴収》

各年度翌年5月末現在

市町名	令和6年度			令和5年度			対前年増減額（R6－R5）		
	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)
01 宇都宮市	5,954,016,300	5,916,301,350	99.37	5,368,584,550	5,334,611,550	99.37	585,431,750	581,689,800	0.00
02 足利市	1,733,259,300	1,725,183,751	99.53	1,582,175,100	1,572,249,900	99.37	151,084,200	152,933,851	0.16
03 栃木市	1,838,238,700	1,830,775,208	99.59	1,650,837,300	1,644,927,036	99.64	187,401,400	185,848,172	▲ 0.05
04 佐野市	1,269,894,000	1,263,830,400	99.52	1,135,738,000	1,129,961,600	99.49	134,156,000	133,868,800	0.03
05 鹿沼市	1,087,015,700	1,083,072,900	99.64	962,656,200	957,618,426	99.48	124,359,500	125,454,474	0.16
06 日光市	1,020,335,400	1,012,666,300	99.25	918,333,900	910,717,800	99.17	102,001,500	101,948,500	0.08
07 小山市	1,727,420,900	1,719,824,350	99.56	1,546,669,100	1,539,260,068	99.52	180,751,800	180,564,282	0.04
08 真岡市	787,903,000	783,728,156	99.47	699,231,300	696,166,387	99.56	88,671,700	87,561,769	▲ 0.09
09 大田原市	728,310,200	727,419,238	99.88	631,206,200	630,474,102	99.88	97,104,000	96,945,136	0.00
10 矢板市	411,812,000	409,760,500	99.50	360,741,000	358,011,800	99.24	51,071,000	51,748,700	0.26
11 那須塩原市	1,250,209,300	1,246,317,147	99.69	1,104,989,300	1,102,636,252	99.79	145,220,000	143,680,895	▲ 0.10
12 さくら市	445,273,800	444,339,400	99.79	392,912,400	392,407,500	99.87	52,361,400	51,931,900	▲ 0.08
13 那須烏山市	294,535,400	293,928,958	99.79	264,207,500	263,611,107	99.77	30,327,900	30,317,851	0.02
14 下野市	664,429,400	661,583,232	99.57	580,261,100	578,010,500	99.61	84,168,300	83,572,732	▲ 0.04
15 上三川町	285,045,700	283,441,175	99.44	253,885,500	253,286,700	99.76	31,160,200	30,154,475	▲ 0.32
16 益子町	213,119,000	211,667,300	99.32	186,427,600	184,838,500	99.15	26,691,400	26,828,800	0.17
17 茂木町	159,681,600	159,565,800	99.93	144,068,500	143,826,900	99.83	15,613,100	15,738,900	0.10
18 市貝町	105,185,200	104,861,600	99.69	91,266,300	90,950,400	99.65	13,918,900	13,911,200	0.04
19 芳賀町	163,474,500	163,328,600	99.91	145,078,000	144,938,800	99.90	18,396,500	18,389,800	0.01
20 壬生町	468,812,800	466,541,600	99.52	419,968,700	418,066,400	99.55	48,844,100	48,475,200	▲ 0.03
21 野木町	346,913,900	345,761,050	99.67	297,305,000	296,493,970	99.73	49,608,900	49,267,080	▲ 0.06
22 塩谷町	133,398,700	133,145,900	99.81	116,478,000	116,317,400	99.86	16,920,700	16,828,500	▲ 0.05
23 高根沢町	291,163,500	289,209,700	99.33	252,593,000	252,187,900	99.84	38,570,500	37,021,800	▲ 0.51
24 那須町	352,736,400	349,919,800	99.20	311,818,300	310,509,989	99.58	40,918,100	39,409,811	▲ 0.38
25 那珂川町	172,238,900	171,716,500	99.70	149,798,600	149,555,200	99.84	22,440,300	22,161,300	▲ 0.14
計	21,904,423,600	21,797,889,915	99.51	19,567,230,450	19,471,636,187	99.51	2,337,193,150	2,326,253,728	0.00

※収納率の数値は、小数点第2位未満を四捨五入

【図表 1 2】 保険料収納率（現年度分）《普通徴収》

各年度翌年5月末現在

市町名	令和6年度			令和5年度			対前年増減額（R6-R5）		
	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)
01 宇都宮市	2,404,409,850	2,366,694,900	98.43	2,124,611,250	2,090,638,250	98.40	279,798,600	276,056,650	0.03
02 足利市	696,574,800	688,499,251	98.84	630,415,700	620,490,500	98.43	66,159,100	68,008,751	0.41
03 栃木市	652,346,400	644,882,908	98.86	571,440,300	565,530,036	98.97	80,906,100	79,352,872	▲ 0.11
04 佐野市	525,134,700	519,071,100	98.85	448,449,600	442,673,200	98.71	76,685,100	76,397,900	0.14
05 鹿沼市	416,439,300	412,496,500	99.05	355,186,400	350,148,626	98.58	61,252,900	62,347,874	0.47
06 日光市	350,244,500	342,575,400	97.81	303,588,900	295,972,800	97.49	46,655,600	46,602,600	0.32
07 小山市	678,479,200	670,882,650	98.88	589,113,000	581,703,968	98.74	89,366,200	89,178,682	0.14
08 真岡市	290,376,800	286,201,956	98.56	253,145,600	250,080,687	98.79	37,231,200	36,121,269	▲ 0.23
09 大田原市	261,279,800	260,388,838	99.66	209,183,700	208,451,602	99.65	52,096,100	51,937,236	0.01
10 矢板市	148,983,200	146,931,700	98.62	125,809,500	123,080,300	97.83	23,173,700	23,851,400	0.79
11 那須塩原市	457,808,500	453,916,347	99.15	394,517,100	392,164,052	99.40	63,291,400	61,752,295	▲ 0.25
12 さくら市	160,641,700	159,707,300	99.42	137,343,600	136,838,700	99.63	23,298,100	22,868,600	▲ 0.21
13 那須烏山市	88,922,300	88,315,858	99.32	76,381,500	75,785,107	99.22	12,540,800	12,530,751	0.10
14 下野市	268,505,000	265,658,832	98.94	220,081,500	217,830,900	98.98	48,423,500	47,827,932	▲ 0.04
15 上三川町	99,895,500	98,290,975	98.39	89,502,300	88,903,500	99.33	10,393,200	9,387,475	▲ 0.94
16 益子町	65,843,300	64,391,600	97.80	56,153,500	54,564,400	97.17	9,689,800	9,827,200	0.63
17 茂木町	46,610,000	46,494,200	99.75	38,243,300	38,001,700	99.37	8,366,700	8,492,500	0.38
18 市貝町	32,063,600	31,740,000	98.99	24,824,100	24,508,200	98.73	7,239,500	7,231,800	0.26
19 芳賀町	54,036,400	53,890,500	99.73	46,700,600	46,561,400	99.70	7,335,800	7,329,100	0.03
20 壬生町	200,998,400	198,727,200	98.87	175,242,500	173,340,200	98.91	25,755,900	25,387,000	▲ 0.04
21 野木町	153,767,500	152,614,650	99.25	129,439,200	128,628,170	99.37	24,328,300	23,986,480	▲ 0.12
22 塩谷町	38,471,100	38,218,300	99.34	33,491,500	33,330,900	99.52	4,979,600	4,887,400	▲ 0.18
23 高根沢町	107,911,000	105,957,200	98.19	87,242,900	86,837,800	99.54	20,668,100	19,119,400	▲ 1.35
24 那須町	129,911,500	127,094,900	97.83	112,951,100	111,642,789	98.84	16,960,400	15,452,111	▲ 1.01
25 那珂川町	47,221,800	46,699,400	98.89	39,546,900	39,303,500	99.38	7,674,900	7,395,900	▲ 0.49
計	8,376,876,150	8,270,342,465	98.73	7,272,605,550	7,177,011,287	98.69	1,104,270,600	1,093,331,178	0.04

※収納率の数値は、小数点第2位未満を四捨五入

3 療養給付費

(1) 後期高齢者医療費の状況

後期高齢者医療における本県の医療費は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により減少したものの、被保険者数の増加とともに増える傾向にある。一人あたり医療費は、令和2年度を除き増加傾向にあるが、最近はその伸びは鈍化している。

全国の後期高齢者医療費も、本県とほぼ同様の動きを示している。

【図表13】 栃木県の後期高齢者医療費（※）

診療年度 3～2月ベース	被保険者数 (人)	医療費 (円)	伸び率 (%)	一人あたり医療費	
				年額 (円)	伸び率 (%)
令和元年度	267,263	222,731,739,443	4.2	833,380	1.7
令和2年度	270,265	217,691,795,208	▲2.3	805,475	▲3.3
令和3年度	272,627	225,607,323,759	3.6	827,531	2.7
令和4年度	282,760	235,421,637,100	4.4	832,585	0.6
令和5年度	294,285	248,255,173,463	5.5	843,588	1.3
令和6年度	305,520	257,743,338,721	3.8	843,622	0.0

【資料：栃木県後期高齢者医療広域連合年報（令和6年度）】

【図表14】 全国の後期高齢者医療費（※）

診療年度 4～3月ベース	被保険者数 (人)	医療費 (円)	伸び率 (%)	一人あたり医療費	
				年額 (円)	伸び率 (%)
令和元年度	17,897,898	16,907,366,580,090	3.9	944,656	1.4
令和2年度	18,067,520	16,491,059,830,268	▲2.5	912,746	▲3.4
令和3年度	18,187,568	16,943,651,860,660	2.7	931,606	2.1
令和4年度	18,800,462	17,816,677,287,277	5.2	947,672	1.7
令和5年度	19,469,212	18,610,676,275,086	4.5	955,904	0.9
令和6年度	20,099,572	19,394,168,046,119	4.2	964,905	0.9

【資料：国民健康保険中央会 HP「医療費速報 令和6年度診療分」】

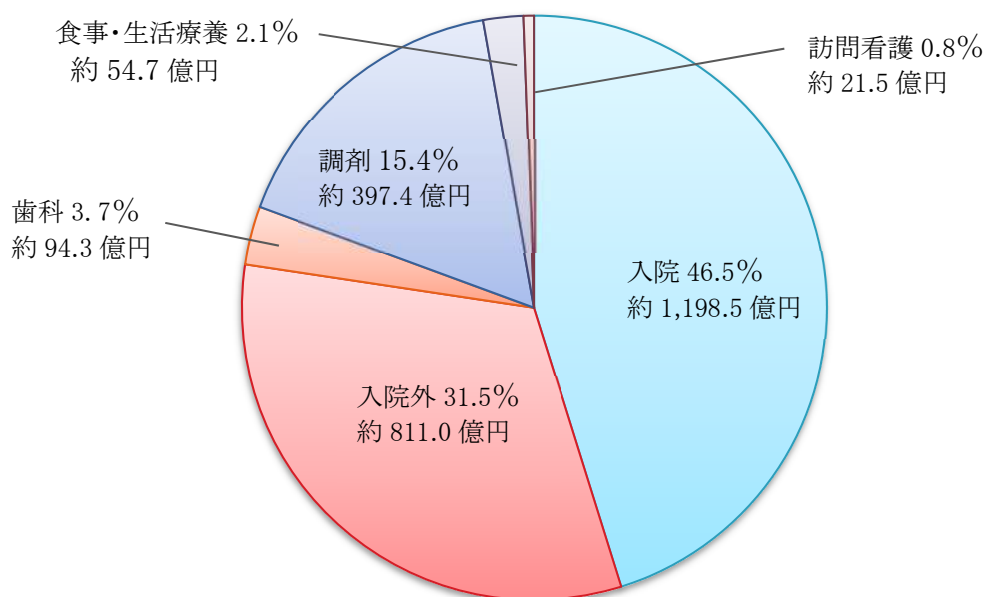
※医療費は一部負担金等を含んだ費用の総額であり、移送費は含まれていない。

(2) 医療費の内訳と構成比

栃木県では入院が 46.5%、次いで入院外の 31.5%、調剤の 15.4%の順になっており、この3種別で全体の 93.4%を占めている。

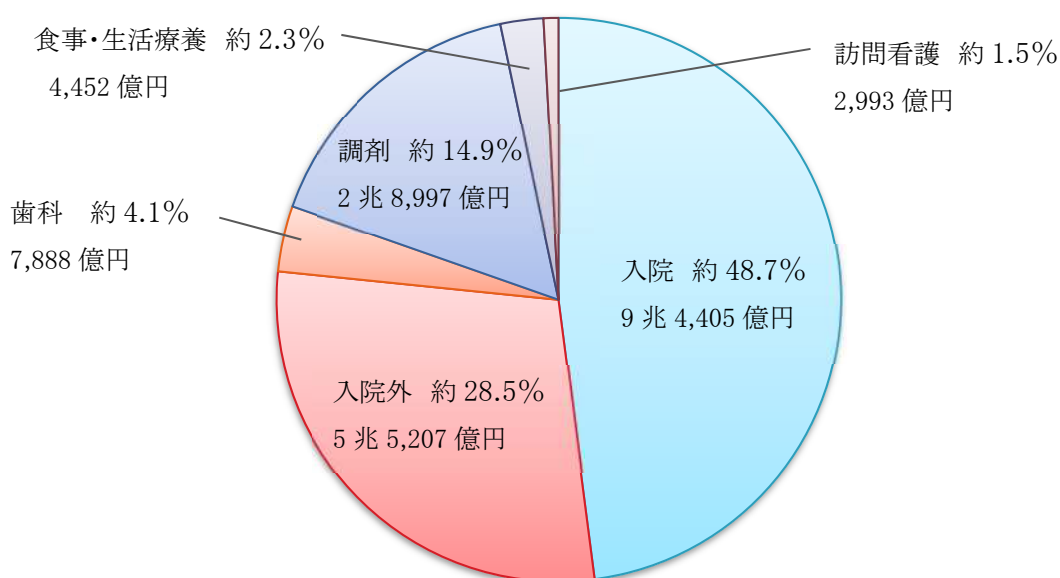
全国と比較すると、入院が 2.2 ポイント、歯科が 0.4 ポイント、訪問看護が 0.7 ポイント低い値になっている。一方、入院外は 3.0 ポイント高い値になっている。

【図表 15】 栃木県の後期高齢者医療費の内訳



【資料：栃木県後期高齢者医療広域連合年報(令和6年度)】

【図表 16】 全国の後期高齢者医療費の内訳



【資料：国民健康保険中央会 HP「医療費速報 令和6年度診療分」】

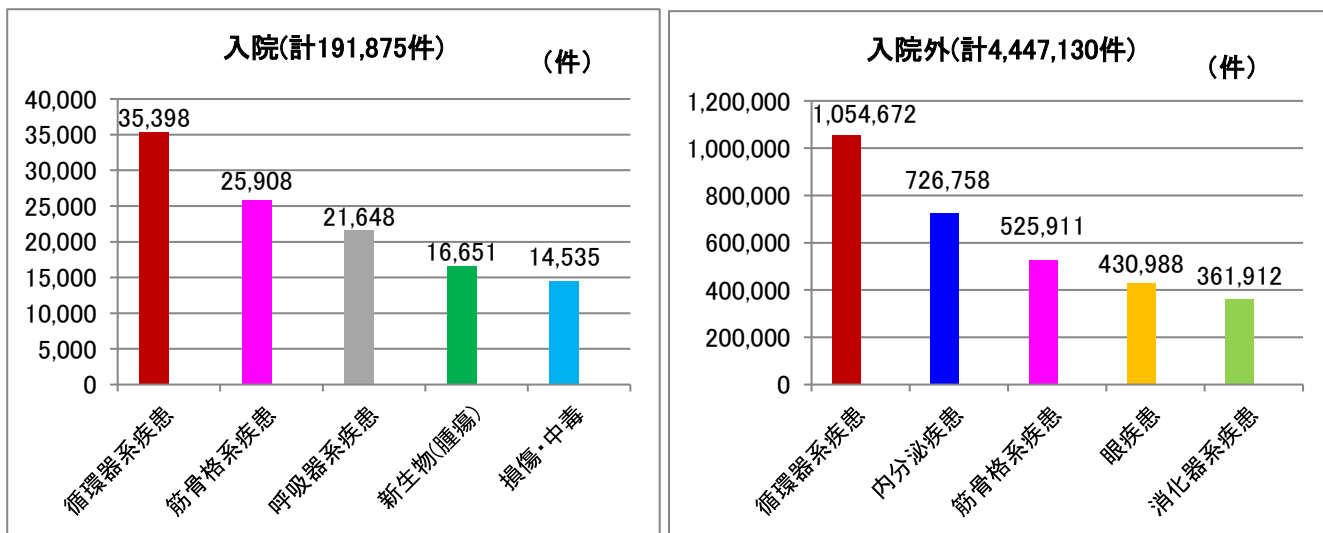
(3) 本県における疾病状況

令和6年度分のレセプト（医科・歯科）より、本県の後期高齢者医療被保険者にかかる疾病状況について把握・分類した。

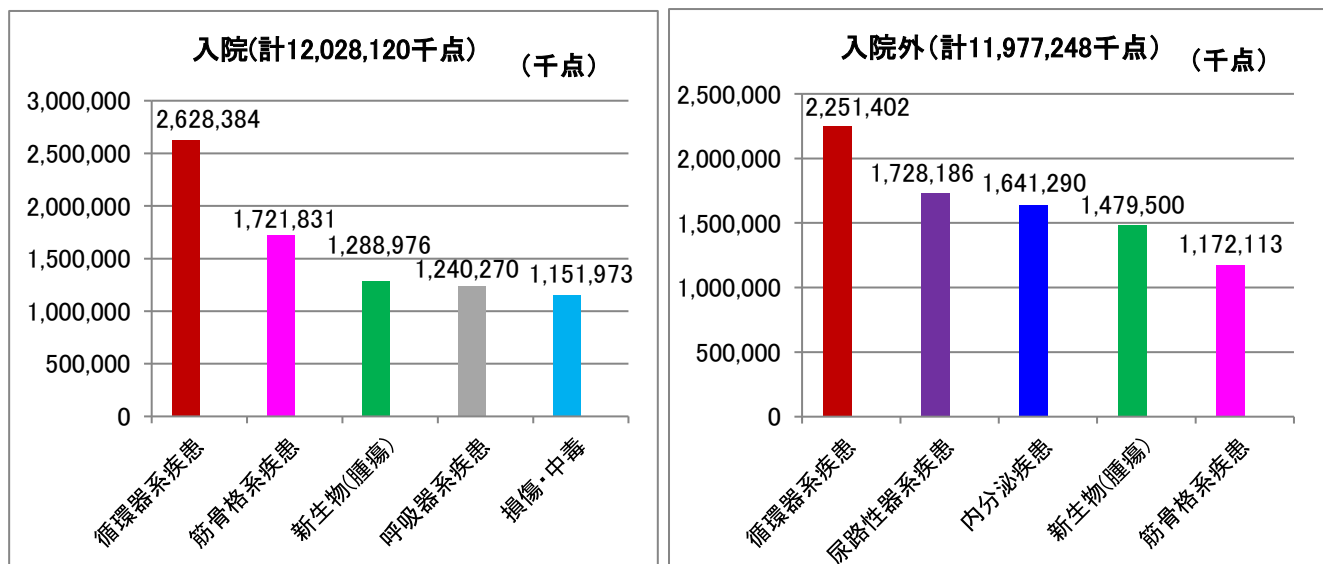
疾病大分類別件数・点数上位疾病をみると、入院・入院外とも循環器系疾患が1位となっている。

また、入院は、件数・点数とも筋骨格系疾患が2位、入院外は、件数では内分泌疾患、点数では、尿路系器系の疾患がそれぞれ2位となっている。

【図表17】 【図表18】 疾病大分類別 件数上位5疾病



【図表19】 【図表20】 疾病大分類別 点数上位5疾病



(4) 高額レセプトの状況

80万円以上のレセプトは、件数、医療費ともに増加しており、医療費全体に占める構成比も増加している。

【図表 2 1】

80万円以上のレセプト

年度	件数 (件)	医療費 (円)		
		構成比 (%)		構成比 (%)
令和元年度	41,623	0.6	52,411,910,269	23.5
令和2年度	42,608	0.6	54,487,716,597	25.0
令和3年度	45,187	0.6	58,173,684,231	26.7
令和4年度	49,507	0.6	64,190,030,708	27.3
令和5年度	53,884	0.7	70,271,067,507	28.3
令和6年度	56,204	0.7	74,085,816,116	28.7

※「構成比」は、療養給付費全体の件数・費用額に占める割合を示す。

※80万円を超える費用額の一部については、「高額医療費負担金」として、国・県が4分の1ずつ負担する。令和6年度は、国・県から各々1,469,908,322円が交付された。

【資料：栃木県後期高齢者医療広域連合年報（令和6年度）、療養給付費国庫負担金令和6年度実績報告】

(5) 都道府県別の一人当たり医療費

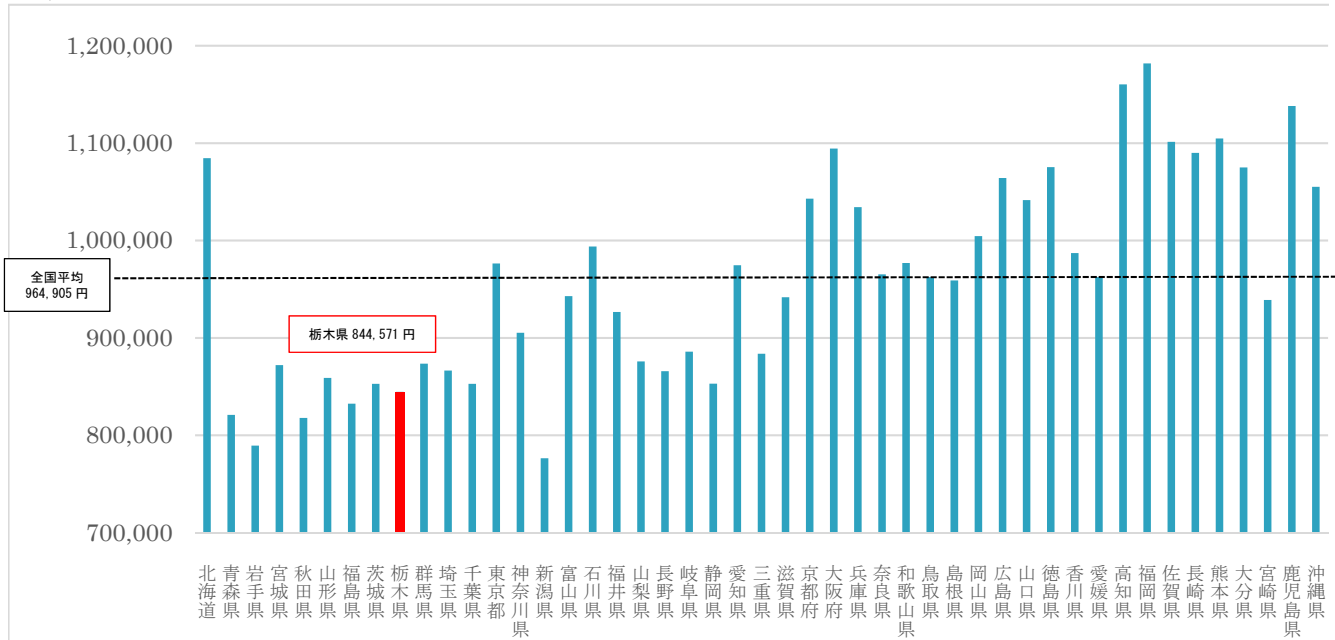
栃木県は、被保険者1人当たり医療費において42位と低い水準になっており、全国平均よりも10万円以上低い額になっている。

全国的には、北海道を除き西日本が高く、東日本が低い傾向が見られる。

【図表22】

【資料：国民健康保険中央会「令和6年度年間分医療費速報」】

(単位：円)



【図表23】 一人当たり医療費が全国平均以上の都道府県



一人当たり医療費	
栃木県 (42位)	844,571円
全国平均	964,905円
福岡県 (1位)	1,181,821円
新潟県 (47位)	776,406円

凡 例	
	全国平均以上 (22都道府県)
	全国平均以下 (25県)

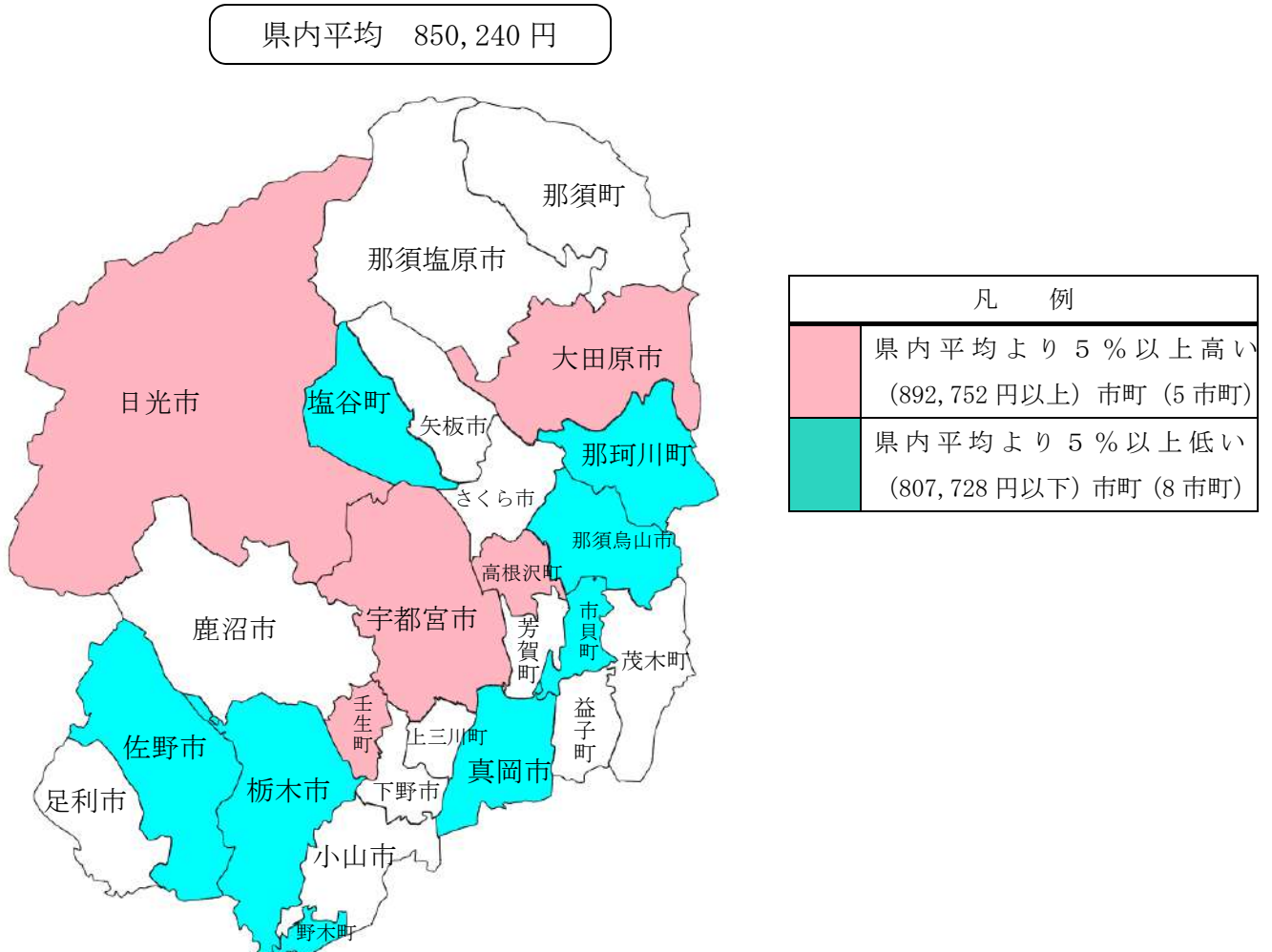
※令和6年4月から令和7年3月診療分の療養給付費合計費用額

【資料：国民健康保険中央会「令和6年度年間分医療費速報」】

(6) 県内市町別の一人当たり医療費

栃木県における被保険者一人あたり医療費を市町別に見ると、県東・県南が低い傾向となっている。

【図表 2 4】 一人当たり医療費の県内比較



【図表 2 5】 一人当たり医療費の順位表

順位	市町名	一人あたり医療費	順位	市町名	一人あたり医療費	順位	市町名	一人あたり医療費
1	日光市	905,579	10	那須塩原市	848,507	20	栃木市	793,138
2	壬生町	905,151	11	矢板市	836,470	21	市貝町	789,915
3	大田原市	904,073	12	下野市	835,430	22	塩谷町	788,866
4	高根沢町	898,773	13	さくら市	829,143	23	那珂川町	786,739
5	宇都宮市	897,052	14	芳賀町	826,542	24	野木町	782,929
6	鹿沼市	892,324	15	足利市	825,336	25	那須烏山市	749,183
7	上三川町	870,772	16	茂木町	818,343			
8	益子町	854,598	17	小山市	816,806			
	栃木県全体平均	850,240	18	真岡市	803,510			
9	那須町	853,367	19	佐野市	801,969			

※令和 6 年 3 月から令和 7 年 2 月診療分の療養給付費、療養費及び移送費の合計費用額

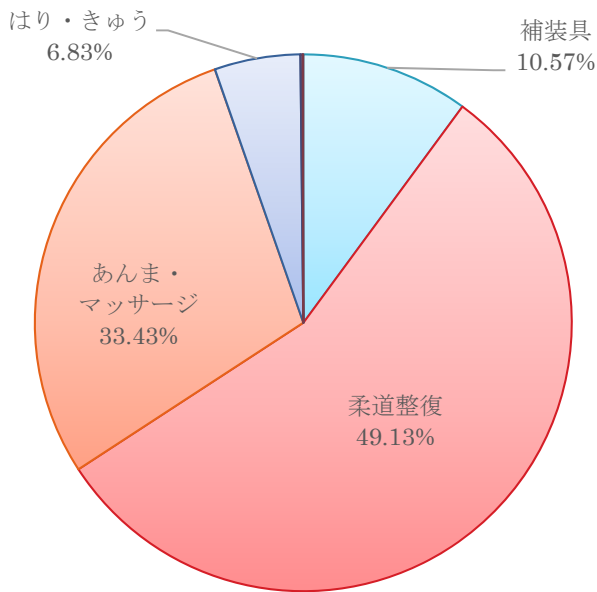
【資料：栃木県後期高齢者医療広域連合年報（令和 6 年度）】

4 その他の給付

(1) 療養費

本県の療養費の費用額は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少し、令和3・4年度もその影響を受けていたが、令和5年度以降は増加傾向に転じ、令和6年度は、感染症の影響を受ける前の水準に近い額に戻っている。

【図表26】 療養費の内訳



費用額の割合

種別	件数 (件)	費用額 (円)	割合 (%)
補装具	5,792	213,289,266	10.57
柔道整復	106,071	991,544,165	49.13
あんま・マッサージ	23,905	674,564,080	33.43
はり・きゅう	6,664	137,830,644	6.83
一般診療	131	4,250,336	0.02
その他(海外療養費)	1	338,100	0.02
合計	142,564	2,021,816,591	100

【資料：栃木県後期高齢者医療広域連合年報(令和6年度)】

【図表27】 療養費の状況

年度	栃木県			全国		
	件数 (件)	費用額 (円)	伸び率 (%)	件数 (件)	費用額 (千円)	伸び率 (%)
令和元年度	150,251	2,166,393,543	1.4	12,348,021	189,466,981	2.2
令和2年度	136,016	1,896,048,300	▲12.5	10,428,073	161,715,567	▲14.6
令和3年度	129,210	1,903,265,351	0.4	10,545,567	165,143,328	2.1
令和4年度	129,650	1,851,334,535	▲2.7	10,807,872	165,117,529	▲0.02
令和5年度	139,172	1,934,963,548	4.5	11,463,380	175,954,073	6.6
令和6年度	143,503	2,021,816,591	4.5			

※食事標準負担差額及び災害減免償還払の件数を含む。

【資料：e-Stat 後期高齢者医療事業状況報告】

(2) 葬祭費

葬祭費は死亡者数の動向に左右され、令和4年度以降は9億円を超えている。

【図表28】

年度	栃木県			全国		
	件数 (件)	費用額 (円)	伸び率 (%)	件数 (件)	費用額 (千円)	伸び率 (%)
令和2年度	15,571	778,550,000	▲0.6	988,878	42,769,849	0.8
令和3年度	16,381	819,050,000	5.2	1,040,429	45,025,138	5.3
令和4年度	18,412	920,600,000	12.4	1,143,627	49,460,077	9.8
令和5年度	18,073	903,650,000	▲1.8	1,142,822	49,482,015	0.0
令和6年度	19,038	951,900,000	5.3			

【資料：(全国) e-Stat 後期高齢者医療事業状況報告 (栃木県) 栃木県後期高齢者医療広域連合年報 (令和6年度)】

5 保健事業等

(1) 保健事業実施計画（3期計画）

① 計画の趣旨

保健事業実施計画（3期計画）は、健康・医療情報等を活用しながらP D C Aサイクルに沿って効果的、効率的に保健事業を実施することにより、高齢者に係る健康の保持・増進、生活の質の維持・向上を図ることを目的とする。

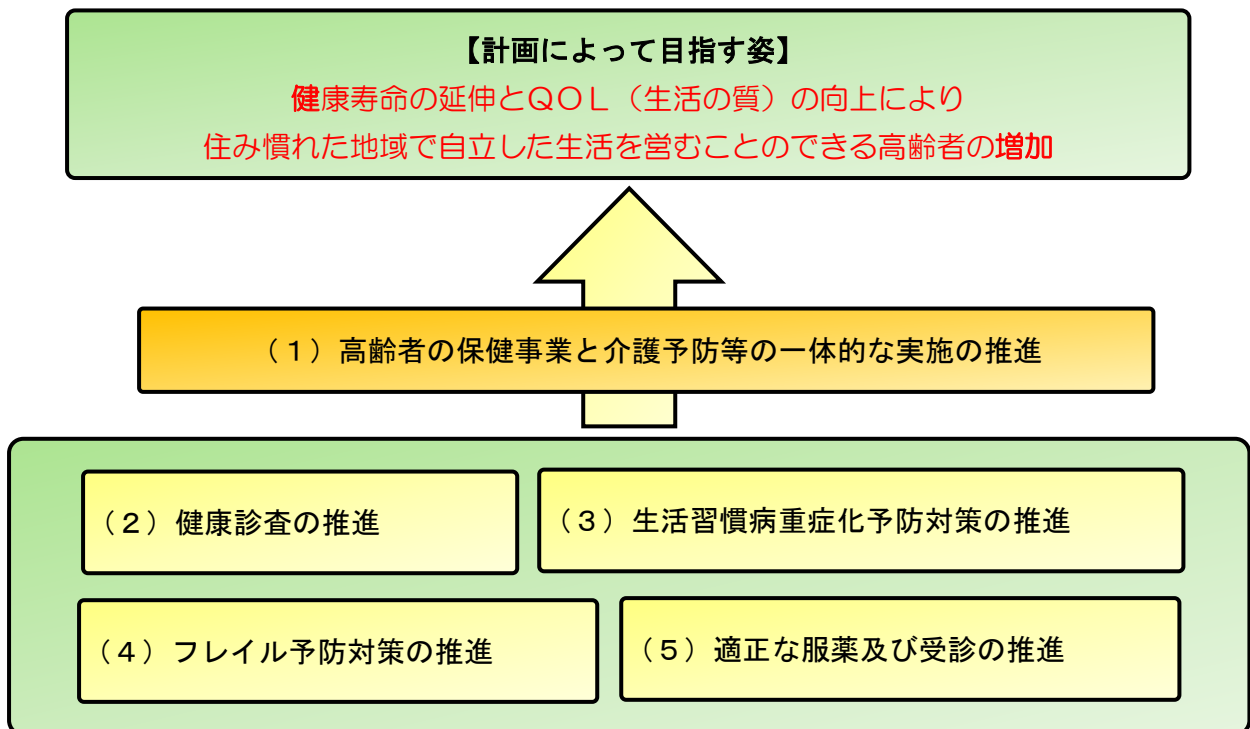
② 位置付け

「21世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」に示された基本方針を踏まえるとともに、「栃木県健康増進計画『とちぎ健康21プラン』」、「栃木県医療費適正化計画」、「栃木県高齢者支援計画『はつらつプラン21』」及び市町が策定する国保データヘルス計画等との調和を図る。

③ 計画期間

令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6か年とする。

《計画によって目指す姿（計画全体の目的）》



(2) 保健事業の実施内容

ア 健康診査

【事業①】健康診査事業

生活習慣病の早期発見により重症化を予防し、健康の保持・増進、生活の質の維持・向上を図ることを目的に実施している。実施に当たっては、被保険者の利便性を考慮し、市町へ業務委託して行っている。

なお、令和6年度から国が受診率の算出方法を統一したことに伴い、受診率は前年度より0.5%減少し、30.0%であった。

【図表29】 令和6年度実施状況

市町名	対象者数(人)	受診者数(人)				受診率(%)
		集団	個別	人間ドック	計	
宇都宮市	67,081	4,084	13,211	927	18,222	27.2
足利市	24,819	813	6,014	227	7,054	28.4
栃木市	24,605	3,769	1,881	358	6,008	24.4
佐野市	17,661	1,439	2,587	261	4,287	24.3
鹿沼市	14,456	437	3,925	345	4,707	32.6
日光市	14,316	3,206	726	205	4,137	28.9
小山市	20,885	3,928	2,449	429	6,806	32.6
真岡市	10,079	2,551	1,138	114	3,803	37.7
大田原市	9,972	2,741	40	202	2,983	29.9
矢板市	5,247	1,378	90	146	1,614	30.8
那須塩原市	15,980	3,299	1,718	273	5,290	33.1
さくら市	5,841	1,595	158	147	1,900	32.5
那須烏山市	4,636	766	1,432	207	2,405	51.9
下野市	7,624	842	2,206	141	3,189	41.8
上三川町	3,562	476	1,068	41	1,585	44.5
益子町	3,278	839		67	906	27.6
茂木町	2,490	606		47	653	26.2
市貝町	1,584	494		36	530	33.5
芳賀町	2,373	856	77	45	978	41.2
壬生町	5,966	879	492	89	1,460	24.5
野木町	3,898	853	104	60	1,017	26.1
塩谷町	2,005	335	497	63	895	44.6
高根沢町	3,605	571	66	103	740	20.5
那須町	4,944	1,209	84	89	1,382	28.0
那珂川町	2,978	742	670	106	1,518	51.0
合計	279,885	38,708	40,633	4,728	84,069	30.0

※「対象者数」…【被保険者数】－【健診除外者(施設入所者等)数】

「受診率」…【受診者数】÷【対象者数】

【図表30】 受診率の推移

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
栃木県受診率(%)	25.7	28.4	30.2	30.5	30.0
全国受診率(%)	25.8	26.5	28.1		

【事業②】 歯科健康診査事業

肺炎等の疾病につながる口腔機能の低下を予防することにより、健康の保持・増進、生活の質の維持・向上を図ることを目的に実施している。実施に当たっては被保険者の利便性を考慮し、市町へ業務委託して行っている。

基本項目（歯牙の状態、口腔清掃状態、歯周組織の状況）の診査に加え、必要に応じて口腔機能評価（咀嚼機能、舌・口唇機能、嚥下機能）を実施することとし、24市町（基本項目のみ：7市町、口腔機能評価含む：17市町）が実施した。

【図表31】 実施市町の推移

年 度	実 施 市 町	市町数
平成26年度	日光市	1
平成27年度	宇都宮市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・矢板市・上三川町・市貝町・塩谷町	9
平成28年度	宇都宮市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・矢板市・上三川町・市貝町・塩谷町	11
平成29年度	宇都宮市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・矢板市・上三川町・市貝町・野木町・塩谷町	12
平成30年度	宇都宮市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・矢板市・下野市・上三川町・益子町・市貝町・野木町・塩谷町	14
令和元年度	宇都宮市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・矢板市・下野市・上三川町・益子町・市貝町・壬生町・野木町・塩谷町	15
令和2年度	宇都宮市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・矢板市・下野市・上三川町・益子町・市貝町・芳賀町・壬生町・野木町・塩谷町	16
令和3年度	【基本項目のみ】 佐野市・日光市・真岡市・矢板市・上三川町・益子町・市貝町・芳賀町・壬生町・野木町・塩谷町	17
	【口腔機能評価含む】 宇都宮市・栃木市・鹿沼市・小山市・下野市・那須町	
令和4年度	【基本項目のみ】 佐野市・日光市・真岡市・矢板市・那須烏山市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町・壬生町・野木町	19
	【口腔機能評価含む】 宇都宮市・足利市・栃木市・鹿沼市・小山市・下野市・那須町	
令和5年度	【基本項目のみ】 佐野市・日光市・真岡市・矢板市・那須烏山市・上三川町・茂木町・芳賀町	22
	【口腔機能評価含む】 宇都宮市・足利市・栃木市・鹿沼市・小山市・大田原市・那須塩原市・下野市・益子町・市貝町・壬生町・野木町・高根沢町・那須町	
令和6年度	【基本項目のみ】 佐野市・日光市・真岡市・矢板市・さくら市・上三川町・茂木町	24
	【口腔機能評価含む】 宇都宮市・足利市・栃木市・鹿沼市・小山市・大田原市・那須塩原市・那須烏山市・下野市・益子町・市貝町・芳賀町・壬生町・野木町・塩谷町・高根沢町・那須町	

イ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

広域連合が実施する高齢者の保健事業について、国民健康保険保健事業及び介護保険制度の地域支援事業と一体的に実施することで、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな支援を行うことを目的とし、広域連合が市町に対して企画・調整等に関する業務及び高齢者に対する支援業務を委託して実施するとともに、市町が業務を実施するに当たり必要な支援を行っている。（令和5年度より県内全25市町で実施）

【事業③】フレイル対策事業

フレイル対策事業は、フレイル対策の基本である運動・栄養・社会参加のうち、主に栄養に着目した保健指導に取り組むと共に、高齢者の心身の状態や社会参加の状況等に応じた健康教育・健康相談等を行うことにより、被保険者の身体機能や生活機能の維持・改善を図ることを目的として実施している。

<令和6年度実施状況>

令和6年度は、フレイル予防についてホームページに記事を掲載するとともに、栃木県老人クラブ連合会及び栃木県シルバー人材センター連合会を介して、各団体へリーフレットを配布し、フレイルの概念の普及・啓発に努めた。また、フレイル対策の連携のため、市町の高齢者保健事業担当者及び栃木県フレイル予防指導者向けの研修会を開催した。

フレイル（低栄養）対策保健事業では、令和5年度の健康診査結果においてBMIが20以下で、令和4年度から2kg以上体重が減少している低栄養のおそれのある者の内、100人に対して委託先の栃木県栄養士会の管理栄養士が、訪問又は電話による相談・指導を実施した。

【事業④】オーラルフレイル対策事業

オーラルフレイル対策事業は、オーラルフレイルを早期に発見して口腔に関する保健指導を行うとともに、知識の普及・啓発のための健康教育・健康相談等に広く取り組み、低栄養や認知機能の低下等につながる口腔機能の低下を予防することで、被保険者の身体機能や生活機能の維持・改善を図ることを目的として実施している。

<令和6年度実施状況>

令和6年度は、市町のマンパワー不足への対応と口腔事業の取組増加を目的に、栃木県歯科衛生師会に委託し、オーラルフレイル面談指導票を作成した。

【事業⑤】重複・多剤服薬者相談・指導事業

重複・多剤投薬の現状を把握し、被保険者に正しい服薬の知識を周知するとともに、重複・多剤服薬の副作用や薬物有害事象の恐れのある者に保健師等が相談・指導を実施することにより、適正服薬の促進及び健康管理に係る意識の向上を図ることを目的として実施している。

<令和6年度実施状況>

令和6年度は、広域連合の保健師が、2市の対象者に対し文書指導及び訪問等相談・指導、17市町の対象者に対し文書指導を実施した。

実施人数 文書指導：86人
文書指導及び訪問等相談・指導：45人（うち訪問5人）

対象者

- ・重複・多剤服薬者：同一の効能・効果がある薬剤を複数の医療機関で2か月以上処方されており、1か月につき6剤以上処方されている者かつ75歳から84歳までの者
- ・多剤服薬者：1か月につき15剤以上、3か月続いて処方されている者で、睡眠薬の服用がある者
- ・睡眠薬服薬者：睡眠薬の服用及び後期高齢者の質問票⑧に該当がある者

【事業⑥】重複・頻回受診者相談・指導事業

被保険者に適切な受診の知識を周知するとともに、重複受診等により身体への過度な負担が生じている恐れのある者に保健師等が相談・指導を実施し、適正受診の促進及び健康管理に係る意識の向上を図ることを目的として実施している。

<令和6年度実施状況>

令和6年度は、広域連合の保健師が電話による相談・指導を行った。

実施人数 重複受診者：0人 頻回受診者：31人

*重複受診者は、対象者1名から返信がなかったため、相談・指導未実施

対象者 重複受診者：同一疾病により複数の医療機関等に2か月以上継続して受診している者で、投薬・注射・処置等治療の重複がある75歳から84歳の者

頻回受診者：1か月における同一医療機関等への受診日数が、2か月以上継続して15日以上ある75歳から84歳の者

【事業⑦】糖尿病重症化予防事業

糖尿病重症化予防事業は、糖尿病の重症度や医療機関の受診状況等に応じて、適切な情報提供や受診勧奨、保健指導を行うことにより、生活習慣の改善や医療機関での治療に結びつけ、糖尿病の発症や重症化を予防するとともに、人工透析への移行を抑制することを目的として実施している。

<令和6年度実施状況>

令和6年度は、103人に対して文書による受診勧奨を実施し、その後、受診が確認出来なかった24人に対して再勧奨を実施した。また、再勧奨後においても医療機関を未受診である者に対しては、訪問又は電話による面談を実施した。

【事業⑧】生活習慣病重症化予防事業

生活習慣病重症化予防事業は、生活習慣病の重症度や医療機関の受診状況等に応じて、適切な情報提供や受診勧奨、保健指導を行うことにより、生活習慣の改善や医療機関での治療に結びつけ、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として実施している。

<令和6年度実施状況>

令和6年度は、72人に対して文書による受診勧奨を実施し、その後、受診が確認出来なかった41人に対して再勧奨を実施した。

【事業⑨】健康状態不明者対策事業

健康状態不明者対策事業は、健康状態不明者の健康状態や心身機能を把握し、健診や医療・介護サービス等の適切なサービスにつなぐことにより、生活習慣病等の重症化や生活機能の低下等を予防し、被保険者の健康の保持・増進及び生活の質の維持・向上を図ることを目的として、市町が実施している。

ウ 高齢者の健康づくり

【事業⑩】長寿・健康増進事業

長寿・健康増進事業は、後期高齢者の健康や医療に関する情報を広く提供するとともに、市町を支援して地域における高齢者の健康づくりのための取組を推進することにより、被保険者一人ひとりの健康意識の醸成・向上を図ることを目的として実施している。

<令和6年度実施状況>

○ 医療費通知事業

被保険者に医療機関等で受けた診療の内容を確認し、健康や医療に対する理解を深めてもらうことを目的に実施している。

また、査定により医療費が10万円以上減額された方に対し、平成24年度より減額査定通知を実施している。

平成29年度税制改正により、所得税等の医療費控除の申告の際に、医療費の明細書として医療保険者が交付する医療費通知を活用できるとされ、平成30年度から確定申告等に対応した医療費通知を送付している。

発送回数 3回（7月、11月、2月）

発送枚数 856,439通

○ ジェネリック医薬品等普及・啓発事業

ア ジェネリック医薬品利用差額通知

処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合、一定額以上の負担軽減の可能性のある被保険者へ参考として送付している。

発送回数 2回（8月、2月）

発送枚数 20,233通

抽出条件 投薬期間が1日以上、変更した際の差額が1薬剤あたり100円以上

イ ジェネリック医薬品希望カード配付

- ・市町窓口にてジェネリック医薬品希望カードを設置し、啓発した。
- ・月次年齢到達者の被保険者証に同封した。

【図表32】 ジェネリック医薬品使用率

令和4年度 (令和5年3月)	令和5年度 (令和6年3月)	令和6年度 (令和7年3月)
85.0%	86.2%	90.9%

○ 健康づくり普及・啓発事業

ア 健康づくり体験談・健診に関する川柳募集事業の実施

運動・暮らし・生きがい等の健康法とその効果についての作文や健診を受けることへの関心を高め、健診に行きたくなるような川柳を募集し、優秀作品は広域連合のホームページや広報紙等で周知紹介した。

- ・募集期間 令和6年8月1日から9月30日
- ・対象者 体験談 後期高齢者医療制度に加入している本県の被保険者
川柳 70歳以上の方
- ・応募件数 体験談 13件
川柳 43件
- ・優秀作品 体験談 最優秀賞1件、優秀賞1件、佳作1件、特別賞1件を表彰
川柳 最優秀賞1件、優秀賞2件、佳作2件、特別賞1件を表彰

イ ASPO健康特集の発行

健康づくり体験談や川柳の紹介、高齢者の医療制度や保健事業についてのお知らせなどを掲載した新聞別刷を広報紙として発行し、被保険者やその家族に健康に関する情報を広く周知した。

- ・発行日 令和6年8月4日（日）
- ・発行部数 29万部
- ・その他 4,000部を県内市町窓口等に配布

○ 長寿・健康増進推進交付金交付事業

被保険者の健康保持・増進を図ることを目的に、市町が実施する高齢者の健康づくりを推進する事業等に対し、国の特別調整交付金等を活用し、その取組の支援を行っている。

令和6年度は、保険者インセンティブ交付金を活用し、市町が実施する高齢者の健康づくりを推進する事業等を幅広く対象とした長寿・健康増進推進交付金を交付することで、高齢者の特性を踏まえた多様な事業の実施を推進した。

【図表33】 令和6年度交付状況

事業分類	交付市町	市町数
①健康診査等事業 (人間ドック等に係る事業を含む。)	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・大田原市・ <u>矢板市</u> ・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・下野市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町・壬生町・野木町・塩谷町・高根沢町・那須町・那珂川町	25
②フレイル対策事業 (一体的実施に係る事業を除く。)	足利市・鹿沼市・日光市・ <u>大田原市</u> ・下野市・上三川町・芳賀町・野木町・高根沢町・那須町・那珂川町	11
③一体的実施を推進するための事業	足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・大田原市・矢板市・さくら市・那須烏山市・ <u>上三川町</u> ・ <u>益子町</u> ・ <u>茂木町</u> ・芳賀町・ <u>壬生町</u> ・野木町・塩谷町・ <u>高根沢町</u> ・那須町・ <u>那珂川町</u>	21
④健康診査等(追加項目)※	宇都宮市・栃木市・佐野市・日光市・矢板市・那須塩原市・さくら市・茂木町・芳賀町・壬生町・野木町・塩谷町・高根沢町・那須町・那珂川町	15
⑤健康教育・健康相談等 (ヘルスポイント事業含)※	宇都宮市・ <u>足利市</u> ・栃木市・佐野市・鹿沼市・ <u>日光市</u> ・ <u>真岡市</u> ・大田原市・矢板市・那須塩原市・那須烏山市・下野市・益子町・ <u>茂木町</u> ・市貝町・芳賀町・塩谷町・ <u>高根沢町</u> ・那須町・那珂川町	20
⑥その他、被保険者の健康増進のために必要と認められる事業 (はり・きゅう等利用費助成含)※	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・大田原市・茂木町・ <u>野木町</u> ・ <u>塩谷町</u>	12

(注1) ※は、特別調整交付金のうち、国の長寿・健康増進事業に該当する事業

(注2) 下線は、令和6年度に新たに事業を実施した市町